

避難指示解除準備区域（浪江町）で一人暮らしをしていたが、原発事故による避難により体調を悪化させ、仮設住宅等での一人暮らしが困難な状況となったため、栃木県の長男宅に滞在し、長男に対し月額約6万円の宿泊謝礼を支払っていた申立人について、体調が回復した平成25年4月まで月額6万円の宿泊謝礼等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目

- | | |
|--|-----------|
| ア 避難費用（宿泊謝礼） | 102万0000円 |
| （期間 自 平成23年12月1日
至 平成25年4月末日） | |
| イ 財物損害（福島県双葉郡浪江町〇〇所在の申立人自宅建物内に保管していた30キロ入り玄米10袋） | 9万5000円 |
| ウ 生命・身体的損害（医薬品購入費用—平成25年1月〇日及び平成25年4月〇日購入にかかる〇〇240ml合計2個分） | 2万0370円 |
| （期間 自 平成25年1月12日
至 平成25年4月4日） | |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金113万5370円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保

有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年7月22日

(仲介委員 井奈波朋子)